

## 5 見学者

平成 17 年の主な図書館史料庫見学者は、下記の通りである。

3月 2日	シヨン・グリーンウッド博士	米陸軍軍医総監部 主任戦史編さん官
3月 7日	金 喜坤 他 2名	韓国独立運動史研究所所長
3月 23日	リュック・デ・ボス	ベルギー王立陸軍士官学校教授
6月 1日	ペーテル・ポスト	オランダ戦争資料研究所
6月 30日	デズモンド・モートン 他 1名	マギル大学教授
12月 1日	高松 明 他 2名	内閣官房遺棄化学兵器処理担当室長
12月 2日	上村知昭 他 2名	財団法人平和記念事業特別基金理事長

## 6 戦史資料の審査と公開

図書館史料閲覧室は平成 13 年 3 月 31 日、総務省告示第 202 号により公文書館に類する機関として指定（4 月 1 日施行）され、情報開示対象の行政機関から除かれた。この時点では図書館は戦史資料（以下史料等という）を管理する能力が不足していたので、この指定を機に、平成 14 年 4 月 1 日、戦史部から図書館に所要の要員を移し、図書館に史料室を新設して史料等の管理能力の充足を図った。これにより史料室は保有する歴史的な史料等について適切な管理を行う責務を担うこととなった。

ここでいう管理とは史料等を史料庫に保存し、史料閲覧室において利用者への貸出・返却業務のみでなく、史料等の入手、分類評価、公開判別、補修、保存、整理、配架、レファレンス、利用窓口業務等公文書館の専門職員的能力と戦史に対する知識、調査研究能力等を必要とする広い意味のことである。このうち史料等の公開判別は、利用者への閲覧提供を左右する業務であり、従来戦史部が行ってきたものである。

ここでは公文書だけでなく、多くの私文書を管理してきた戦史部（昭和 30 年戦史室として開設、昭和 51 年戦史部に改組）並びに図書館が行ってきた史料等の審査と公開について簡単に紹介する。

### （1）史料公開の幕開け

現在史料室が保管する史料等の収集は昭和 30 年 10 月、戦史室が創設された時に西浦戦史室長が本棚一つ分程度持ちこんだものがスタートである。史料等がない状態で戦史室が発足した

ため、初期は戦史室長自ら旧軍の主要ポストにいた関係者の名前や住所を記憶により、あるいは調査してこれを明らかにした。そして、それぞれ執筆を担当する戦史編さん官が関係者に手紙を出し、その返信を受領確認することにより、次から次へと他の部隊指揮官や参謀名等を割り出すという芋蔓方式で調査範囲を広げ、史料等の収集を行った。また編さん官が当時の歴戦者に直接面談した内容を聴取資料とし、その際当時の日記やたまたま保管していた当時の公文書や書籍の提供を受ける等により逐次保管史料等は増加していったが、私文書が大半であった。さらに旧軍関係者に執筆を依頼することも多々あり、その数は1,000冊を超えた。

また昭和31年には厚生省引揚援護局から約1万件の移管、さらに昭和33年に至ると、戦後米国に接收された約41,000件の旧軍関係の公文書史料が返還された。

これらの大量返還に伴い、西浦室長は史料等を公開する決心をした。それは保管史料等を戦史室の編さん官の利用だけに留めず、調査・研究者を対象とした公開へ踏み切ることであった。これは閲覧者の範囲を限定したものとはいえ、自発的に公的機関が部外に対して大量の行政文書を公開する幕開けともいえる。

当時、公開・非公開の判断基準についての西浦室長の考え方は次のようなものであった。

閲覧者の範囲については、「旧陸海軍史料は、大陸命、大海令、大陸・海指、或いは高度の機密重要文書であっても、過去の時流を決定した一史料として、調査、研究目的の真面目な相手に対しては、戦史室の任務、能力に支障のない範囲において、閲覧の便宜を供与する。」として、調査研究者に限定して公開することとした（注：大陸命、大海令とは天皇の名において大本営陸・海軍部の発する命令で、大陸海指は天皇の命令に基づき参謀総長、軍令部長が行う指示）。

次に、史料等の公開制限については、「私日誌、覚書等の私文書で、その提供者（本人、遺族、関係者等）が非公開を条件とした資料に対しては、戦史室は徳義上、その管理に関し特に遺憾なきを期す。」として非公開の私文書を明示した。またプライバシーが含まれる資料は、「たとえ非公開を条件としない史料であっても、その史料の記述、口述者が現存している場合、或いはその史料内の登場人物が生存している場合等にして、史料そのものの一般閲覧が物議を醸すおそれがある、かつ徳義上問題があるものに対しては、戦史室はその良識に基づいて、一般閲覧を差し控えるべき」として、非公開とした。

以上からみて、公開制限については、現在の情報公開法の趣旨とほぼ同様の考えであったことがわかる。

## (2) 公衆への史料公開

昭和55年5月、防衛庁事務次官から「防衛庁における図書館の一般利用については、防衛研修所図書館において行うものとする。利用の対象は戦史資料」との通達が出された。これ

まで調査研究を目的とした人に限定されていた史料等が、広く一般に公開されることとなった。もちろん非公開条件付のものは簿冊そのものが非公開であるが、プライバシーを含む史料は関係するページのみ非公開とし、他の部分は公開した。

戦史部における公開審査の優先は公文書であり、その中でも特に大日記（陸軍省の発・来簡文書）と公文備考類（海軍省の発・来簡普通文書）の公開を急ぎ、次いで各部隊等の公文書の審査に移った。その後日記・手記等の私文書の審査となり、計画に従って行われた。審査会議の席で例え公開の判定がなされても、私文書は著作者本人と著作物に書かれた人（以下著作者等という）、または本人死亡の場合は遺族（注：遺族とは一般に死亡した者の配偶者、子、父母その他の親族をいうが、著作権法第116条〔著作者の死後における人格的利益の保護のための措置〕にいう遺族は死亡した著作者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹である。）の承認がなければ公開はできない。これは著作権及び関係者のプライバシーを考慮しての処置である。

### （3） 史料室の新設と史料公開

平成11年、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が制定されたが、それ以前から図書館は戦史部の支援を受けて史料閲覧室に保管している史料等を適切に管理し、一般公衆に公開していたことから、前述のとおり平成13年3月31日、総務省告示により公文書館に類する機関として指定（4月1日施行）され、情報開示対象の行政機関から除かれた。図書館独自で史料等の適切な管理の責務を全うするため、平成14年4月1日、図書館に戦史部所員等を基幹とするメンバーをもって史料室が新設された。それまで戦史部が担当していた公開審査の会議は、図書館長のもとで史料室メンバーを主に、戦史部からの参加を得て行われることとなった。

国立公文書館では情報公開法制定に伴い、国立公文書館利用規則の中に史料公開の基準となるものを明示した。当図書館では、従来の戦史部の審査の考え方を参考に、国立公文書館の規則を準用した基準により実施している。全国の地方公文書館においてもこの規則を準用しているようである。基本的には従来戦史部が実施してきたものと同じであり、著作権とプライバシーを重点に審査している。

図書館の審査会議においては公文書だけでなく個人の日記、手記、回想録等の私文書についても極力公開を前提に審議している。

これまでに大半の史料等の審査が終了したのは戦史部の成果によるところが大である。そして、平成14年4月以降も引き続き図書館において計画的に実施してきた結果、あと3～4年の内には一通りの審査は終了するところまできている。

#### (4) 今後の公開の重点

日記や手記が寄贈された昭和 30～40 年代は寄贈者から、「関係者以外は閲覧禁止」の条件を付されたものが多い。昭和 40 年代に多く執筆された回想録も同様である。禁止の理由の大半は上司や部下に対する批評を記述しているからである。当時の戦史室の史料等の収集目的は第一義的には戦史叢書執筆の参考のためであって、戦史叢書の紙面上には記述しないことを約束したことが多かったようである。

しかしながら、終戦から 60 年、寄贈受けて 40～50 年が経過した。一般的にプライバシーの度合いは時の経過とともに遞減する。特にその著作者等の死亡により、関係する非公開史料が公開になる可能性は十分に考えられる。例えば終戦時少～中佐で 30～40 才であったとしても現在では 90～100 才であり、偕行記事を見ても生存者は極めて少ない。これらを考えると日記や手記或いは回想録を書いた人、その中に書かれている登場人物はほとんど鬼籍に入られている。

登場する人物評については、すでに 60 年以上も昔のことである。批判したといっても、劣悪過酷な戦争・戦場の状況下における上司・部下批判が大半である。この平和時における環境での評価とは異なるべきであって、またその批判は個人より当時の国の制度等により多くの原因があると思われるので、多くの場合が容赦されるべきであろう。さらに、その批判についてはあくまでも書いた人の主観によるものであり、記憶違い、思い過ごし、伝聞等を根拠に記述されたものが多々ある。その時の真の状況とは距離があるとみるべきであろう。

これらのことから、保管している史料等の審査が一通り終了したならば、過去に非公開とした部分について時の経過を考慮して再度審査し、可能な限り公開に漕ぎ着けたいと考えている。条件付寄贈の私文書も同様である。このため、寄贈者から「戦史室限り」「室外秘」等の非公開を条件に寄贈されている私文書史料のうち、著作者等及び遺族にとって特に不利益にはならないと思われる史料を探し、本人または遺族の住所の特定に努める。じ後直接当該者の所へ赴き、史料等の価値を訴え、公開によって不利益を生じないことを説明し、公開承諾を得るつもりである。

またプライバシーについては、遺族一人一人のプライバシーの捉え方、認識が違うので必ずしも遺族代表だけの承諾では解決しない例も存在している現状に鑑みるならば、それぞれ遺族一人一人から承諾を得なければならない場合もあると思われる。そうすれば一件の承諾だけでも相当な日数・労力・費用を必要とするケースも出てくる。

さらには、ある遺族は寄贈資料（回想録の複製物）を図書出版したいので、出版するまでは非公開とする場合もある。著作権が遺族にあるので、出版後ある程度の期間が経過した後、公開が可能になるとと思われる。

いずれにせよ公開承諾を得るのに苦労することは、著作者等及び遺族の住所探しである。寄贈されてから大半の史資料が 40 年 以上経過し、著作者等及びその配偶者は多くの方が他界され、遺族である子供は各地に点在し、孫に至ってはなおさらであり、住所調査に多大の時間を要すると思われる。地道な努力で 1 件でも多く公開に漕ぎ着けたいものである。